

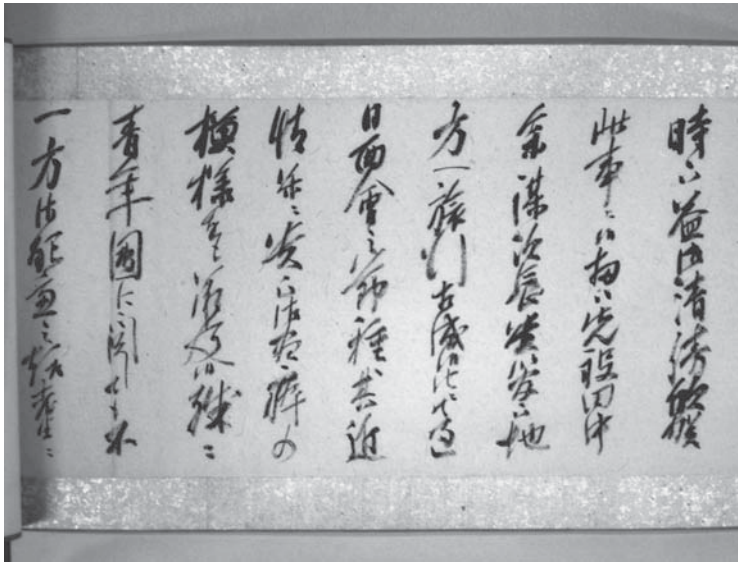
林市藏宛山縣有朋書簡について

小笠原 慶 彰

はじめに・解題に代えて

本稿で取り扱う書簡は、一九一七（大正六）年十月十五日付（消印も十月十五日）で山縣有朋から林市藏宛に出されたもの（以下、本書簡）である。本書簡そのものは、縦約二十cm、横約六百cmの和紙に山縣自身によって毛筆書きされたものであるが、表装されて卷子の状態になっている。本文百五十二行に加えて、追伸七行があり、さらに入江貫一による添え書きが十四行ある。封筒は「樞密院用」（縦約二四cm、横約十cm）が使用され、名宛人住所氏名は「山口縣山口町知事官舎 林市藏殿」、差出人住所氏名は「東京市麹町區永田町官舎 入江貫一」である。十九銭分（十銭一枚、三銭三枚）の切手（旧大正毛紙切手Ⅱ田沢切手）が貼付されており、書留扱いで親展とされている。卷子には、本文、追伸、添え書き、封筒（表裏を開いた状態）が、すべて含まれている。

なお、当時の山縣は、樞密院議長、林は山口県知事であった。添え書きをした入江は、樞密院議長秘書官であり、山縣の側近である。



書簡書き出し部分 (縮小)

この巻子は現在、林市藏ご遺族の手許に保管されている。本稿作成に当っては、ご遺族の了解の下に利用させていただいた^①。

ところで、本書簡の本文は、すでに翻刻されて『山口縣教育史』下巻^②および『公爵山縣有朋傳』下巻^③に採録されている。当時の翻刻に当っては、本書簡本文の現物が使用されたのか、「写し」が用いられたのかは不明であるが、校訂で触れるように恐らく「写し」が利用されたのだろうと推測する。本稿では、これら二回の翻刻・採録において、意図的に原文を改変したと思われる部分、その他にも若干の字句を校訂して再度本文全文の翻刻を行なった。さらに、追伸および添え書きについても全文を翻刻・採録した。

加えて本稿では、採録した本書簡の内容をもとに、その時代背景についても若干の検討を行なう。

一 本文等の翻刻・採録

まず、以下に本文・追伸・添え書きを翻刻・採録する。

採録に當つては、原文の改行等は考慮せず、句読点、濁点を補い、「二」は「に」、「ハ」は「は」に直し、段落を区切つた。旧漢字・異体字・かなづかいは、原則として原文通りとした。抹消された文字は、記載していない。明らかな誤字・脱字についても修正した。

〔本文〕

時下益御清勝欣候此事に候。扱は先般田中參謀次長、貴管下地方へ旅行相成候由にて、過日面會之節、種々其近情并に貴下御盡瘁の模様をも承及候。殊に青年団に關しても、不一方御配意の趣、老生に於ても乍蔭喜居候次第にて、猶此上共一層の御盡力を希望致し候。

申までも無之、今次歐州大戰終了の後は、全世界に亘り精神上物質上非常なる變化を來し、我帝國に於ても直接間接に其影響を可被は明白の事に有之、右に付ても將來帝國を憺ひて立つべき青年には確乎たる決心と覺悟とを可要、今日より豫め指導鍛鍊するの要は、今更多言を要す間敷候。今次大戰の原因は種々可有之候へ共、要するに國民民族の競争の結果に外ならず。而して此競争が今次の大戦に依り、中歐の天地に於て解決を告ると否とに拘はらず次に起るべき競争は必らず東亞之地を中心と可致は、避く可からざる必至の情勢と存候。猶之を想像するに其競争は、政治上、經濟上種々の形式を以顯れ、遂には大勢の赴く處、兵力に訴ふるものと覺悟せざる可らざる義と存候。

幸に近時の大戦に當りては帝國は遠く交戦の地域を離れ、直接の害毒を蒙る事少しと雖も、戦後の競争に關しては直接に波瀾を被り、此間若し一步を誤らば邦家千載の悔と可相成、實に不容易時期と相考られ候。近世帝國は列強と交渉を有するに至りたる以來五、六十年間の事を

追想するに、非常なる難局に遭遇せし事一再ならず。今日より之を想ふだに尚心膽の寒きを覺ゆる事も有之。此間に處し、幸に難局を披き國運の伸張を見たるは殆ど天祐とも申すべく、上に千古の聖帝を仰ぎ、下忠正の國民あり、幾多の賢才良將籌謀宜しきを得、相俟て此に至りたるは勿論ながら、又當時帝國は列強の間に位し其地位必ずしも今日の如く重要ならざりしにも因るべく候。

然に今日に至りては、帝國は事實上諸列強と伍を同くするに至りたる而已ならず、今後列強が東亞の天地に覇を争ふに當りては、帝國は彼等の爲に重大なる競争者にして又當路の大障害なれば、事に當りて困難を感ずるの度も、昔日に比し幾層倍するは明かなるべく候。高木、風に當るの喩への如く、帝國の地位は戦後に起るべき大颶風の衝に當る高樓とも可申、基礎梁棟は勿論、戸障子の末に至るまで寸分の弛み無きに非れば、能く此大風を凌ぎて全きを保つこと能はざるべく、之を想へば日夜、忱に憂に堪へざる次第に有之候。此來るべき狂風怒濤の日に帝國の運命を托する者は、實に帝國青年の外、他に在る可らず候。

如御承知、今日に於て國運の進展は、一、二宰相の指導にのみ依る可らず。又單に陸海の兵力にのみ頼るべからず。國民を擧、國力を盡し、所謂上下一統舉國一致の力らに倚らざるべからず。精神上將た物質上、各種の方面に青年努力の要は、益々重大に有之候。此意義に於て、老生は各地に青年団設置せられ修養に従ふを喜ぶと共に、又益改善進歩して眞に國家に資する所あらむ事を希ふ所以に有之候。

殊に防長二州は、古來勤王の歴史を以て一貫し、又近く四境に敵を受け、上下死を決し、苦心慘憺王事に盡したる事實も有之候へは、其青年は父祖の遺烈に顧みても、率先して將來帝國

擁護の責に任ずるは、正に其所と存候。貴下、恰も此時勢に際し、牧民の官として指導誘掖の事に當られ熱心從事せらるゝを聞き、欣喜の情に堪はず。偏に成果を擧られん事を切望致し候。之、啻に老生が郷土の爲にする私情而已ならず、實は帝國一般の前途の爲に、已み難きの宿願に有之候。

老生、齡既に八十を超、今後帝國の爲に盡すの餘命幾何も無之、只々將來ある青年に帝國の前途を依頼するの外、無之候。老生の眞意御推察被下度候。草々。

敬白

大正六年十月十五日

椿山莊庵主

有朋

林山口縣知事殿

〔追伸〕

再伸 老生近來、老人病として手指顫震甚しく、殊に初秋來宿痾相發、歸東後も只今全快に不到、蓐上執筆亂毫も御推読所祈候草々

〔添え書き〕

拜啓 時下愈御清勝之如奉慶賀候。陳者、閣下宛山縣公爵手翰、同封御送付申上候間、御受納被下度願上候。右は、同公爵が貴地青年團體に關し深く閣下の御盡瘁を多とせられ、猶今後一

層の向上発展を希望せらるゝの餘り、親しく執筆相成候ものに有之候、此段御含までに申添候

草々敬具

大正六年十月十五日

入江貫一

林山口縣知事閣下

以上が、本書簡全体を翻刻し採録したものである。

二 校訂について

次に、書簡本文について、重要な校訂箇所を示す。

前述の通り、本文については、既に二種類の採録がある。再記すれば『山口縣教育史』下卷（以下、「教育史」）および『公爵山縣有朋傳』下卷（以下、「有朋伝」）である。ところで、本稿採録のための翻刻に当っては、明記したこと以外は原則として原文通りにしている。しかし、過去の翻刻についても尊重し、本文文意からして重要なものについて、それらとの校訂の内容を示す。ただし、漢字・仮名の相違および送り仮名等の用字・用語、誤字・脱字、句読点、濁点、段落の付け方に関しては、ここでは取り上げていない。

① 時候の挨拶と起し言葉

本稿では、時候の挨拶および起しを

「時下益御清勝欣候此事に候。扱は」

としたが、「教育史」・「有朋伝」とも

「拜啓時下益々御清壯慶賀此事に存候。陳者」

となっている。

この相違は、恐らく「教育史」、「有朋伝」あるいはその両者が「写し」から翻刻・採録されたものであるためだと考えられる。「教育史」、「有朋伝」とも林生存中の採録である。しかし、書簡そのものは、林から遺族に引き継がれている。したがって、「教育史」、「有朋伝」の作成時点で「写し」が作られた可能性がある。その結果、両採録とも原文と相違した時候挨拶から書き出されることになったのではないかと考えられる。この時候挨拶文および起しは、入江による添え書きの挨拶文、起しに似通っており、何かしらの混同があったかも知れない。

② 第二段落最終部分

本稿では、第二段落の最終部分を

「遂には大勢の赴く處、兵力に訴ふるものと覺悟せざる可らざる義と存候」

とした。しかし、「教育史」では

「遂には勢の赴く處、国難を醸成する迄に立至るものと覺悟せざる可らざる義と存候」

となっている。また「有朋伝」では

「遂には勢いの赴く處、兵力に訴ふる迄に立至るものと覺悟せざる可らざる義と存候」

である。

「教育史」は、一九二六（大正十五）年に出版されているので、いわゆる幣原外交の情勢下で、かなり公的な性格の強い書物において「兵力に訴ふる」という表現を避け、原文の文意を受けて修正したものであるかと考える。しかし、一九三三（昭和八）年の「有朋伝」は、編述者が徳富猪一郎（蘇峰）ということもあり、原文（たぶん、「写し」と「教育史」の表現を踏まえて、新たな言い回しになったのではないか。

③ 第三段落の「賢才」について

本稿では、

「幾多の賢才良將籌謀宜しきを得」

としたが、「有朋伝」、「教育史」とも

「幾多の賢宰良將籌謀宜しきを得」

となっている。

「賢宰」という表現は一般的ではなく、「賢才」はよく用いる。原文は、「賢才」なので、恐らく「写し」作成段階での誤字または当て字と思われるが、「有朋伝」、「教育史」ともそのままにしている。「写し」が存在したのではないかとする根拠として取り上げておく。

④ 第三段落最終部分

本稿では、

「當時帝國は列強の間に位し其地位必ずしも今日の如く重要ならざりしも因るべく候」

としたが、「有朋伝」、「教育史」とも

「當時帝國は列強の間に伍し其地位必ずしも今日の如く重要ならざりしにも因るべく候」としている。これは次段落の「帝國は事實上諸列強と伍を同くするに至りたる而已ならず」に影響されたものと思うが、ここでは、意味からしても「位し」であると判断する。これも両採録に共通しているので、「写し」が存在したのではないかとする根拠である。

⑤ 第四段落最終の前文

本稿では

「之を想へば日夜、忱に憂に堪へざる次第に有之候」

としたが、「教育史」では

「之を想へば日夜沈憂に堪へざる次第に有之候」

であり、「有朋伝」では

「之を想へば日夜仲憂に堪へざる次第に有之候」

となっている。原文の「忱」をどう扱うかの違いであるが、原文では「忱二」となっているので、「まことに」と読むことにする。

以上が本文の既採録二種と本稿採録の重要な相違点についての校訂箇所である。

三 本書簡の時代背景

本書簡が話題にしている内容は、大正初期山口県における青年団に関するものである。ここで幾つかの関連する

文献を参考にしながら、書簡の背景を探ってみたい。

林市藏は、一九一六（大正五）年十一月四日「願ニ依リ東洋拓殖株式會社理事ヲ免ス」となるが、翌一九一七（大正六）年一月十七日付けで、任山口県知事敍高等官一等級俸下賜となった。東洋拓殖理事時代に一度廃官となっていたので、再び官に就いたことになる。その山口県知事も同年十二月十六日までの十一ヶ月間で、翌日付で大阪府知事となり、その地で大阪府方面委員の創設に関わることになる。本書簡は、山縣有朋が林の山口県知事時代の治績に対して評価した内容を送ったものである。

ところで、林の山口県知事時代は、第一次大戦の戦後準備共励運動が展開されていたが、在任中の治績としては、それに関連して、一九一七（大正六）年に青年団指導方針・補習教育・公有林野・産業組合・蚕糸業・輸出奨励などについて訓令を出したとされる。「このうち、青年団の指導と公有林野の整理は、林知事のとくに重視するところであった。林知事は、共励運動を県下に広く展開させるため、大規模な講演会を企画した。講師としては、当時参謀長であった田中義一らをまねき、市町村の有力者を網羅的に招集して、六年九月二十三、二十四日に山口町で開催した。これを契機として、共励運動は各町村で自主的に展開されることになった」⁽⁴⁾とする評価がある。これによると田中の講演は九月二十三日か二十四日であり、本書簡の日付は「十月十五日」となっている。田中義一（当時、陸軍中将・参謀次長。参謀総長は、上原勇作。）は帰京後すぐに山縣に報告し、それに基づいて、本書簡が認められたものと判断して良いであろう。

ところで、この時期の政府の青年団対策としては、いわゆる地方改良運動に関連して展開されてきた政策の結果として、本格的な官製団体として育成が開始されようとする時期に当たっていた。

この書簡の時期より十年以前の一九〇八（明治四二）年十月、戊申詔書が發布された。戊申詔書は、日露戦争にからくも勝利した日本が、まがりなりにも西欧列強と肩を並べ得たと認識し、その地位に見合った経済力を身につ

けようとして、国民に対し勤労と共同一致の必要性を説いたものである。つまり国民をして国家目標達成に邁進させようとして、そのために精神や道徳を示したのである。その上この詔書は、日露戦後に内務省を中心に推進された「地方改良運動」を支える精神的基盤の表明でもあった。そして、この運動の内実は、戦時経済によって疲弊した町村財政建て直しと経済的疲弊によって荒んだ生活習俗改良をめざすものであった。つまり「明治四一年桂内閣下に発布された戊申詔書を精神的な軸として、「個人と家と町村をつなぎあわせて国家秩序をつくりなおそうとする」ものであったが、その具体的な施策としては、一定の民力（経済力、富の蓄積^{ストック}）の増大化とともに、国家秩序とそれを支える徳義を再建するために、農会、青年会、処女会などの地域的諸団体の指導力が期待され、地方行政の末端の単位として重層的に再把握されていくことになる^⑤」と評価されるものだったのである。

ところで、青年団が注目されたのは、さらにそれより数年前の一九〇五（明治三八）年であるとされる。「地方の青年団体が政府官僚により初めて着目されたのは明治三八年四月のことであった。勅命によって芳川顕正内相が戦時下の地方（九州、四国、中国、近畿、東海の二府一五県）状況を視察したさい、折りから各地で高まりをみせていた青年団体の〈銃後活動〉に彼らはこのほか強い印象をもったものようである^⑥」と指摘されるように、日露戦の銃後活動として従来の若者組と異なった組織として認識されつつあった。だが、そこから一貫して青年団が官製組織に転じていくのではない。「政府が地方の青年団体に初めて着目した明治三八年以降、一見政府の青年団指導は一貫して積極的に展開されたかの^⑦とき観があるが、事實は必ずしもそうではなかった。（中略）明治三八年から第一次の訓令が出された大正四年までの一〇年間に、内閣は六回、内務大臣は一〇回（七名）、文部大臣は一回（一人）も更迭されるといふ慌しい政局であったのであるから、地方改良という大筋の方針では一貫していても、個々の対象や具体策に変動があったこと、したがって青年団に対する認識や方針にもかなりの曲折があり、時には閑却された時期があったとしても怪しむに足りないであろう^⑦」という実状であったと理解できるの

である。

しかし、一九一五（大正四）年に至って事情が変化してくる。つまり「大正期における青年団改編の試みは、日露戦後から展開される地方改良運動の一環として位置づけられる。政府は、内務省通牒「地方青年団体向上発達ニ関スル件」（一九〇五年九月）および文部省通牒「青年団に關スル件」（同年二月）にあるように、日露戦後まもなくから青年団体に着目していた。／その後、内務省と文部省は、一九一五（大正四）年に「青年団ノ指導發達ニ關スル件」（以下「第一次訓令」と略）を共同で発布し、青年団に対する組織化への関心を明白にした」⁸⁾のである。それからの大まかな展開は、次のようであった。

大正四年、内務・文部両省は訓令を発して、青年団の設立を大いに奨励した。青年団の行なう事業については、この訓令に「青年修養の機関たり、その本旨とする所は青年をして健全なる国民、善良なる公民たるの素養を得しむるにあり」と示されており、①補習教育 ②訓練事業 ③体育・娯楽等の事業を実施していた。青年団に關しては、大正四年から九年までの間に、内務・文部両大臣の連名をもって、しばしば訓令ならびに通牒が発せられて、必要な指示が行なわれている。このような中央の方針をうけて、道府県・市町村は、青年団に対し補助金を交付して、その事業を奨励しており、その額は、大正九年度において、総額五四万円に達している。青年団の事業は、これによって大いに盛んになったのであったが、大正八年十一月現在の内務省調査によると、団体の総数一八、一五七、団員総数二七四万人、一カ年の経費総額一二六万円となっている⁹⁾。

このように、日露戦後の国家経営策としてとりあげられた地方改良運動が展開されていくのと歩調を合わせて、青年団が地方改良の担い手になっていった。「それまで部落を根柢につくられていた青年団は町村・郡の連合青年会に統合されていき、内務官僚の支配下におかれる官製青年団に転化していく。地方改良運動下の青年団は、夜学

会や試作地経営・植林・共同貯蓄・共同販売・道路修繕・道標建設・納税促進など社会奉仕事業をすこぶる活発におこなった。このかん、青年の修養が決して無視されたわけではなく、これらの事業をつうじて勤労の精神、共同団結の態度、公共奉仕の道徳など、公民的訓練をおこなうはずであったが、いわゆる「事業青年団」的傾向がつよくなり、青年団の政治への関与を禁示する一九一三（大正二）年の通牒が出されたのち、一九一五（大正四）の内務・文部第一次共同訓令では青年団を二〇歳以下の少青年に対する修養機関と規定し、青年団は実業補習学校と表裏一体をなすものとされるにいたった⁽¹⁰⁾のである。

ところが「この（大正四年の、筆者）訓令および通牒の発議が当時陸軍軍務局長の田中義一によってなされた事実は、青年団関係者にはその頃からよく知られていた。明治四三年に帝国在郷軍人会を創設し、大正二年には渡欧して各国の在郷軍人会と青年団体を視察した田中は、第一次大戦勃発の直後に帰国するや、戦争の後には必ず「思想上の大反動が起こるに相違ない」という展望の下に青年団の組織化に乗り出したのである」⁽¹¹⁾とされる青年団と田中の関係が背景にあった。林が田中を講師として招聘した理由は、この辺りにあると考えられる。

このような田中の位置づけに象徴される軍との関係は、「訓令で青年団の本質を修養機関と規定することにより、広義には天皇制イデオロギーの注入教化を図ること。また、通牒で団員の最高年齢を二〇歳と限定することで、青年団を壮丁の予備教育機関として把握し、その意味で狭義には軍国主義の教化を図ること。そしてさらに、青年団のすべての事業目的を修養に向けてことで青年団の非政治化を堅持し、土地の名望家を団長に推戴して青年団に対する強力な支配体制を企てたもの、といえる」⁽¹²⁾とされる評価がなされても否定できないものであった。

そしてこの訓令・通牒を受けて、各地で多様な青年団活動が展開されていくことになる。山口県では、「県はこの訓令（第一次訓令―筆者）により従来の青年団は内容を改善し、新組織のものは、その趣旨方針によって設置せしめ大いに発達せしめんとした。／然るに欧州大戦の酣なる時、県は山口において戦後準備共励会を開き青年団の

設置改善を以て其の一大要項とし、大正六年八月訓令を以て青年団指導指針を示すところがあつた⁽¹³⁾のであり、それは林市藏山口県知事によってなされたのであつた。

大正六年八月山口県訓令第三号として発出された「青年団指導指針」は、「勅語奉読、補習教育、体力増進」を三大スローガンとしていた。具体的には「全県的な青年団奨励の起点をなすこの訓令は、①義務教育終了から満20歳までの青少年層の青年団への組織化、②〈三大綱目〉、すなわち「精神修養」⇨勅語奉読、「補習教育」⇨知能啓発、「体力増進」⇨体育例会の指定による活動内容の充実、③郡青年団の設立による町村青年団の指導強化、④小学校長・中学校長・名望家を指導者とし、市町村吏員・小学校教員・警察官・在郷軍人・神職・僧侶を協力者とする指導力の強化とそのため指導者養成をめざすものであつた。この方針は急速に具体化し、「大正七年一月までに県下各町村青年団組織の改造を完了」したといわれ、上部団体である郡青年団も（中略）急速に整備された。ここに町村青年団が団員を直接掌握する指導系統が成立する⁽¹⁴⁾とされる結果となつていった。つまり、このような成果に繋がる端緒の取り組みに対して、田中が山縣に報告し、林を激励させたのが本書簡であろう。

ちなみに「県当局は、青年団の活動内容を具体的に規定した1917（大正6）年以降、「撃剣柔道角力射的運動会を催し体力を増進し剛健尚武の気風を要請すること」をめざし、特に剣道の普及に務めた。寒稽古の奨励（1918年）、大日本武徳会主催全国青年演武大会への選手派遣（1919年）、中堅青年武道講習会（1922年）、などの一連の施策がそれであり、指導者には、小学校教員、警察官、県嘱託の武道教師があつた⁽¹⁵⁾と指摘されている。林は、第五高等中学校在学中に撃剣部に所属し、活躍していたのであり、「特に剣道の普及」がなされたのは、そのことと無縁ではないかも知れない。

おわりに

本書簡の本文は、大正末期および昭和初期に出版された両資料に二度にわたって翻刻・採録された。このことは、どのような意味を持つのであろうか。

明治末期に官によって注目された青年団が、紆余曲折を経て、大正初期には官製団体として再編されていく。本稿では、その端緒だけを書簡の時代背景として扱った。しかし、青年団再編の当初の目的は、文部省と内務省、軍の思惑をそれぞれ活かしながらも妥協的なものであったものの、後には次第に軍組織へのつながりが公然たるものとなっていくたようでもある。本書簡は、文部省、内務省、軍の意図が錯綜していたその端緒に、軍を代表して青年団問題に取り組んでいた田中義一が、長州閥というより、藩閥の代表としての山縣有朋を慫慂して書かした書簡であり、後の二種の採録は、それぞれその刊行時点において、まさに田中、つまり軍の意図をよく知らしめる性格を有するものであったためにそうされたのであろう。この後の政治家、田中義一とこの時期の田中の関連を捉える上からも興味深い資料と思われるが、それは本稿の範囲ではない。

つまり、筆者が明らかにしたかったのは、その辺の事情ではなく、林市藏が青年団施策に取り組むことによって得た経験が、その後の大阪府方面委員制度の創設に何らかの影響を与えたのではないかということである。本稿では、その問題意識の上に、大正期の青年団問題について若干の考察をしたが、主目的は書簡の翻刻および採録であるので、その考察は、もとより充分ではない。それについては、稿を改めて検討したい。

- (1) この書簡も含めて、林市藏遺品一式は、近々公的機関に寄贈される予定である。
- (2) 山口県教育会編纂『山口縣教育史』下巻、一九二五年、六四七・六五〇頁。(復刻は、日本「教育史」文献集成第十八回配本、第一書房、一九八二年)
- (3) 徳富猪一郎編述『公爵山縣有朋傳』山縣有朋公記念事業会、一九三三年、一一八七・一一八九頁。
- (4) 歴代知事編纂会『日本の歴代知事』第三巻上、歴代知事編纂会、一九八二年、三七六頁。
- (5) 田中和男「近代日本の「名望家」像・地方改良運動での「篤志家」と民衆」『社会科学』第三七号、一九八六年、二五六頁。
- (6) 平山和彦『合本青年集団研究史序説』新泉社、一九八八年、下巻十一頁。
- (7) 平山和彦、同右書、十七・十八頁。
- (8) 稲永祐介「大正期青年団における公德心の修養・一木木喜徳郎の自治構想を中心に」『近代日本研究』第二二巻、二〇〇五年、一六三頁。
- (9) 大霞会編『内務省史』第三巻、原書房、一九七〇年、三七九頁。
- (10) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版社、一九六八年、一八六頁。
- (11) 平山和彦、前掲書、二三・二四頁。
- (12) 平山和彦、同右書、二三頁。
- (13) 山口県教育会編纂、前掲書、六三八・六三九頁。
- (14) 高津勝「昭和恐慌期の農村青年とスポーツ・山口青年団機関誌『山口県青年』の分析を中心に」『一橋大学研究年報 自然科学研究』第一九巻、一九七九年、七二・七三頁。
- (15) 高津勝、同右論文、八〇・八一頁。

本稿は、平成十九・二十年 度科学研究費補助金基盤研究（C）「林市藏と方面委員制度の關係についての歴史的研究」（課題番号…一九五三〇五二五。研究代表者…小笠原慶彰）および平成二十年 度京都光華女子大学特別研究費による研究成果の一部である。

